## 山形市に運難されている保護者の皆様へ

# 令和2年度小学校入学についてのお知らせです

山形市教育委員会 学校教育課

**a** 

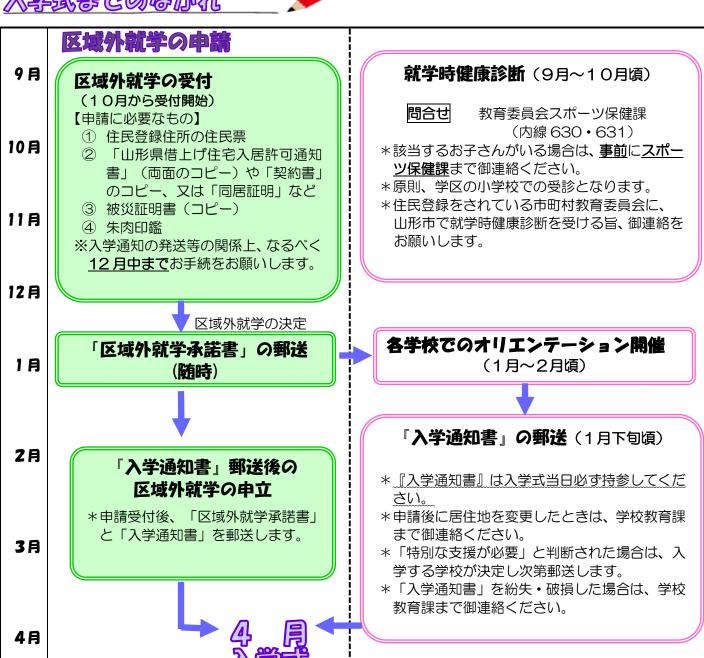


東日本大震災により避難されているお子さんは、山形市に住民票が無い場合でも、「区域外就学」の申請により、山形市の居住地に基づく学区の学校へ就学することができます。

「区域外就学」の申請は、必要書類等を持参の上、山形市役所8階の学校教育課・窓口にて行ってください。



### 入学式表でのながれ



- ※山形市に住民登録されている場合は、区域外就学の申請をする必要はありません。
- ※「同居証明」の様式は、市ホームページの学校教育課の総合案内→指定校変更・区域外就学制度関係用様式よりダウンロード可能です。

# 山形市に選買されている保護者の皆穏へ

### ~令和2年度中学校入学についてのお知らせです~

山形市教育委員会 学校教育課



東日本大震災により避難されているお子さんは、山形市に住民票が無い場合でも、「区域外就学」の申請により、山形市の居住地に基づく学区の学校へ入学することができます。

「区域外就学」の申請は、必要書類等を持参の上、山形市役所8階の学校教育課・窓口にて行ってください。

現在、区域外就学で小学校に通われている6年生で、山形市の中学校へ進学を希望する方も、新たに区域外就学申請が必要です。

#### 区域外就学の申請手続



〇受付開始日

令和元年10月1日(火)より

○手続に必要なもの

以下のものをお持ちください。

- \* 住民登録住所の住民票
- \* アパート・貸家の場合:「山形県借上げ住宅入居許可通知書」(両面のコピー) 又は「契約書」のコピー

「実家・親戚宅等に身を寄せている場合:「同居証明」

- \* 被災証明書(コピー)
- \* 朱肉印鑑

#### 申請から中学校入学までのながれ 🔥



#### 区域外就学の申請(10月~受付)

- \*入学通知の発送等の関係上、なるべく 12 月中まで手続をお願いします。
- \*申請後に居住地を変更したときは、学校教育課まで御連絡ください。

#### 「区域外就学承諾書」の郵送(随時)



#### 各中学校でのオリエンテーション開催(1月~2月頃)

\*開催日については各中学校にお問合せください。



#### 「入学通知書」の郵送(1月中)

- \*「特別な支援が必要」と判断された場合は、入学する学校が決定し次第郵送します。
- \*「入学通知書」を紛失・破損した場合は、学校教育課まで御連絡ください。

】 入学式(4月)

- \*『入学通知書』は入学式当日必ず持参してください。
- ※「同居証明」の様式は、市ホームページの学校教育課の総合案内→指定校変更・区域外就学制度関係 用様式よりダウンロード可能です。
- ※山形市に住民登録されている場合は、区域外就学の申請をする必要はありません。

山形市教育委員会 学校教育課 学事係 TeO23-641-1212 内線 482~484